

静岡市被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、令和4年台風第15号（以下「台風」という。）により被災した中小企業者等の事業の早期の復旧及び再建を促進することにより、市の経済の安定化を図るため、被災中小企業再建支援事業等を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業者及び小規模事業者をいう。
- (2) 県補助金 被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第37号の2。以下「県要綱」という。）に基づく補助金をいう。
- (3) 被災中小企業再建支援事業等 県要綱第2（1）に規定する被災中小企業再建支援事業（被災事業拠点、又は被災機械設備等が市内に存するものであって、県補助金の交付の決定及び額の確定を受けたものに限る。）及び被災中小企業少額再建事業をいう。
- (4) 被災中小企業少額再建事業 中小企業者等が市内において所有し、又は賃借する被災事業拠点又は被災機械設備等を復旧させるために行う事業であって、第4条の補助対象経費の合計額が40万円を超え、中小企業者にあつては100万円、小規模事業者にあつては75万円以下であるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、県要綱において使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、被災中小企業再建支援事業等で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等（県補助金を除く。）の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。

- (1) 被災事業拠点の修繕等に要する経費
- (2) 被災機械設備等の修理に要する経費

(3) 被災機械設備等（その修理が困難であると市長が認めたものに限る。）が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有するものとして市長が認める代替の機械設備等の購入に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において市長が定める額で、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額で100万円を限度とする。

(1) 被災中小企業再建支援事業 中小企業者にあつては補助対象経費から被災事業拠点又は被災機械設備等の滅失又は毀損によって当該中小企業者が受けるべき金銭の額を控除した額の4分の1、小規模事業者にあつては補助対象経費から被災事業拠点又は被災機械設備等の滅失又は毀損によって当該小規模事業者が受けるべき金銭の額を控除した額の補助対象経費から被災事業拠点又は被災機械設備等の滅失又は毀損によって当該中小企業者が受けるべき金銭の額を控除した額の12分の1に相当する額

(2) 被災中小企業少額再建事業 補助対象経費から被災事業拠点又は被災機械設備等の滅失又は毀損によって中小企業者等が受けるべき金銭の額を控除して得た額の4分の3に相当する額
(交付の申請の勧奨等)

第6条 市長は、県補助金の交付を受けた者に対し、書面により事項の規定による申請を勧奨するものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、被災中小企業再建支援事業等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 復旧計画書（様式第2号）（被災中小企業少額再建事業の場合に限る。）

(2) 被災事業拠点等一覧表（様式第3号）（被災中小企業少額再建事業の場合に限る。）

(3) 収支予算書（様式第4号）（被災中小企業少額再建事業の場合に限る。）

(4) 資金状況調べ（様式第5号）（被災中小企業少額再建事業の場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したと

き（被災中小企業再建支援事業にあつては、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したとき）は、被災中小企業再建支援事業等補助金交付決定通知書（様式第6号）又は被災中小企業再建支援事業等交付決定兼確定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定をしない。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （2）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （4）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定（被災中小企業少額再建事業に係るものに限る。以下「少額補助事業者」という。）を受けた場合において、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ被災中小企業再建支援事業等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業の変更又は中止の内容が分かる書類
- （2）変更収支予算書（様式第4号）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、被災中小企業再建支援事業等補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により少額補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 少額補助事業者は、当該補助事業が終了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、速やかに被災中小企業再建支援事業等補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 復旧実績書（様式第11号）
- (2) 被災事業拠点等実績一覧表（様式第12号）
- (3) 収支決算書（様式第13号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る実績が補助金の交付の目的及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、被災中小企業再建支援事業等補助金交付確定通知書（様式第14号）により当該少額補助事業者に通知する。

(請求)

第13条 前条及び第7条第1項の規定による通知（被災中小企業再建支援事業に係るものに限る。）を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第6条第2項の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 少額補助事業者は、第11条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 少額補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年 月 日から施行し、令和4年9月22日以後に実施した補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年月3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号その 1 (第 6 条関係) (被災中小企業再建支援事業等用)

被災中小企業再建支援事業等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者	住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕
	氏名	
	電話	

補助金の交付を受けたいので被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 円

様式第1号その2（第6条関係）（被災中小企業少額再建事業用）

被災中小企業再建支援事業等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	
	電話番号	
	法人番号	

補助金の交付を受けたいので、静岡市被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）
円 - 円 = 円

2 事業の目的

3 本申請に係る責任者及び担当者（法人その他の団体の場合に限る。）

- （1）責任者の職・氏名
- （2）担当者の職・氏名

4 添付書類

- （1）復旧計画書（様式第2号）
- （2）被災事業拠点等一覧表（様式第3号）
- （3）収支予算書（様式第4号）
- （4）資金状況調べ（様式第5号）

様式第2号（第6条関係）

復旧計画書

1 事業の内容

- (1) 被災事業拠点及び被災機械設備等の名称及び所在地
- (2) 被害の状況
- (3) 事業の完了予定時期
- (4) 事業の完了が地域経済に与える効果

2 実施体制

統括責任者	所属・役職	氏名
担当者	所属・役職	氏名
	電話番号	
	メールアドレス	

(注) 変更復旧計画書の場合は、変更前の内容を括弧書きし、変更後の内容をその下に記載すること。

被災事業拠点等一覧表

番号	区分	名称・用途	設置場所 (市町、字名)	概要 (施設：階高、床面積等 機械等：型式、仕様等)	被害状況	復旧方法	総事業費 (円)	受取保険金の額 (円)	補助対象経費 (円)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I = G - H	
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他（ ）	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他（ ）				
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他（ ）	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他（ ）				
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他（ ）	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入				
備考							金額合計			
1 必要に応じて行を追加して記入すること。 2 受取保険金の額とは、申請者を契約者とする保険、共済等により台風による被害に対して支払われた保険金（共済金、給付金を含む。）の額をいう。							補助金所要額	—	—	

様式第4号（第6条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の内容を括弧書きし、変更後の内容をその下に記載すること。

様式第5号 (第6条関係)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様

静岡市長 氏 名 印

被災中小企業等再建支援事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならぬ

いこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第11条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第7号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

被災中小企業再建支援事業等補助金交付決定兼確定通知書

被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定し、及び補助金の額を確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

(1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金

の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第11条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第8号（第9条関係）

被災中小企業再建支援事業等補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
	電話番号	
	法人番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更
（中止・廃止）について被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第9条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第9号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

被災中小企業再建支援事業等補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認をしたので通知します。

承認の内容

様式第10号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
	電話番号	
	法人番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 月 年 日

3 添付書類

- （1）復旧実績書（様式第11号）
- （2）被災事業拠点等実績一覧表（様式第12号）
- （3）収支決算書（様式第13号）

様式第11号（第11条関係）

復旧実績書

1 事業の内容

(1) 被災事業拠点及び被災機械設備等の名称及び所在地

(2) 復旧の状況

(3) 事業の完了日

(4) 事業の完了が地域経済に与える効果

2 実施体制

統括責任者	所属・役職	氏名
担当者	所属・役職	氏名
	電話番号	
	メールアドレス	

被災事業拠点等実績一覧表

番号	区分	名称・用途	設置場所 (市町、字名)	概要 (施設：階高、床面積等 機械等：型式、仕様等)	被害状況	復旧方法	総事業費 (円)	受取保険金の額 (円)	補助対象経費 (円)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I = G - H	
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他（ ）	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他（ ）				
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他（ ）	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他（ ）				
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他（ ）	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入				
備考							金額合計			
1 必要に応じて行を追加して記入すること。 2 受取保険金の額とは、申請者を契約者とする保険、共済等により台風による被害に対して支払われた保険金（共済金、給付金を含む。）の額をいう。							補助金所要額	—	—	

様式第13号（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
合 計		

様式第14号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

被災中小企業再建支援事業等補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、被災中小企業再建支援事業等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第15号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話番号	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた被災中小企業再
建支援事業等補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円